

# 第二期富士見市 子ども・子育て支援事業計画（案）

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

富士見市



市長あいさつ

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the title. It is intended for the Mayor's message.



# 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の期間.....	1
第3節 計画の位置づけ.....	2
第4節 計画の策定経過.....	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題.....	4
第1節 市の概要.....	4
第2節 教育・保育に関する状況.....	7
第3節 家庭の状況.....	14
第4節 本市の子ども・子育てに関する課題.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
第1節 基本理念.....	23
第2節 施策の体系.....	24
第3節 教育・保育提供区域の設定.....	24
第4節 幼児教育・保育の無償化と子ども・子育て支援新制度について.....	25
第4章 施策の展開.....	27
第1節 教育・保育事業.....	28
第2節 地域子ども・子育て支援事業.....	32
第5章 計画の推進に向けて.....	45
第1節 計画の推進体制.....	45
第2節 進捗管理.....	45
資料編.....	46
1 富士見市こども家庭福祉審議会条例.....	46
2 審議会委員名簿.....	48
3 用語集.....	49



# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

少子高齢化の進行、ライフスタイルや就労環境など社会経済情勢の変化にともない、子育てへの不安や困難に対する支援の必要性が高まっています。本市においては、平成17年に「富士見市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て環境の整備に取り組んできました。

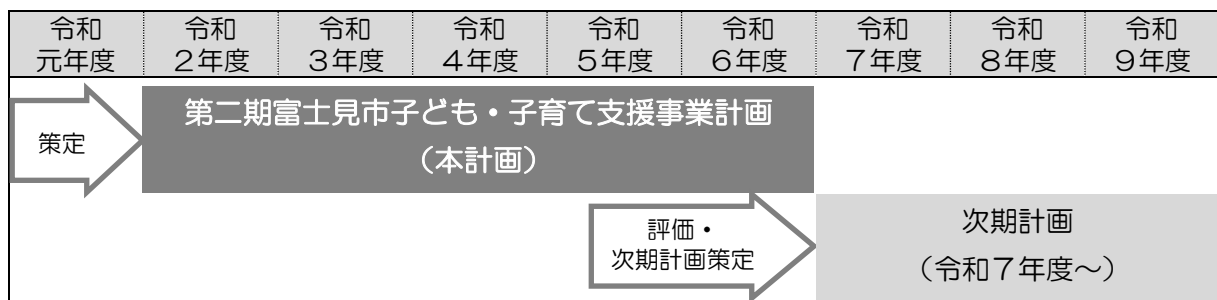
そうした中、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、すべての市町村は、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての5年間の需給計画を核とする、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとなりました。

富士見市では、従来の次世代育成支援行動計画の取組みを引き継いだ上で、平成27年度を始期とする「富士見市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第一期計画」という。）を策定し、「子育て 子育て ともに育つ 笑顔あふれるまち☆ふじみ」を基本理念に掲げ、子どもと子育て家庭への支援を実施してきました。

この第一期計画が令和元年度に終了するため、新たに令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第二期計画を策定します。

## 第2節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。また、各年度の進捗状況・評価等の進行管理を行いながら、計画最終年度である令和6年度には、計画の達成状況等を踏まえ、次期計画を策定します。



### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法で定める基本指針を踏まえるとともに、市のまちづくりの基本である「富士見市総合計画」を上位計画として、関連する計画との整合を図ります。

また、第一期計画と同様に「次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画として策定し、その基本理念を継承していきます。

### 第4節 計画の策定経過

#### 1 富士見市子育て支援に関するアンケート調査

##### (1) 調査の目的

本調査は、「富士見市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育て家庭を対象に子ども・子育てに関する生活実態、教育・保育事業の利用状況や利用意向、その他子育て施策全般に係るご意見、ご要望を把握することを目的として実施しました。

##### (2) 実施概要

調査地域： 富士見市全域

調査対象者： ①就学前児童とその保護者 2,891 件

②小学生児童とその保護者 1,398 件

平成31年2月1日時点の住民基本台帳より無作為抽出

調査時期： 平成31年3月～4月

調査方法： 郵送配布・郵送回収

##### (3) 回収結果

調査種類	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童	2,891 件	1,676 件	58.0%
小学生児童	1,398 件	683 件	48.9%
合計	4,289 件	2,359 件	55.0%



## 2 富士見市こども家庭福祉審議会

市では「富士見市こども家庭福祉審議会」を地方版子ども・子育て会議として位置付け、計画策定等についての審議を行いました。

### ■審議会の開催状況

	時期	事項
平成30年度	平成30年11月14日	・第一期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について ・第二期子ども・子育て支援事業計画の概要について
	平成31年2月8日	・第二期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査項目について
令和元年度	令和元年7月25日	・第二期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果と計画構成案について
	令和元年8月30日	・第一期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について ・第二期子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
	令和元年11月11日	・第一期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について ・第二期子ども・子育て支援事業計画の素案について
	令和2年2月7日	・パブリックコメント実施結果の報告、回答への検討

## 3 パブリックコメントの実施

募集期間：令和元年12月26日（木）～令和2年1月27日（月）

応募件数：7通 25件のご意見をいただきました。

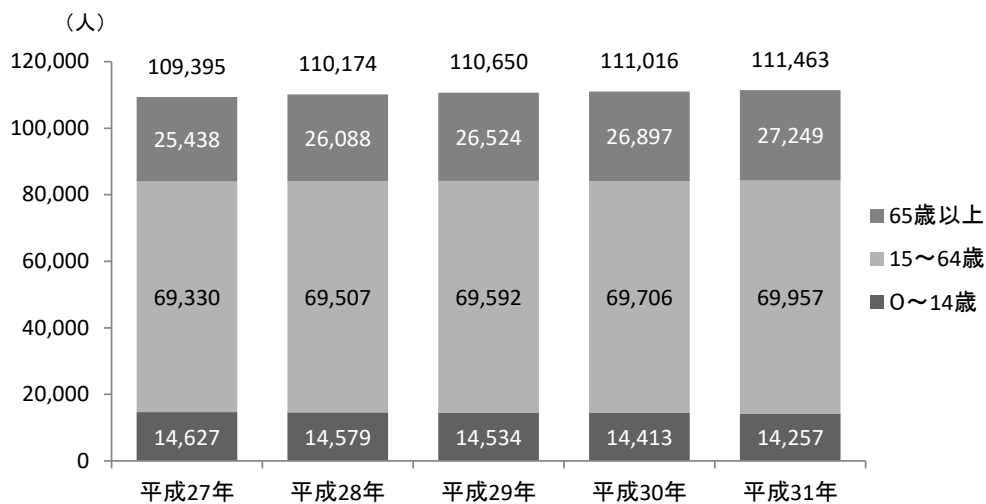
## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

### 第1節 市の概要

#### 1 人口等の状況

人口については、平成27年から平成31年にかけて微増傾向にあり、平成31年には111,463人となっています。年齢3区分別にみると、「0～14歳」は減少しているのに対して、「15～64歳」及び「65歳以上」は増加しています。

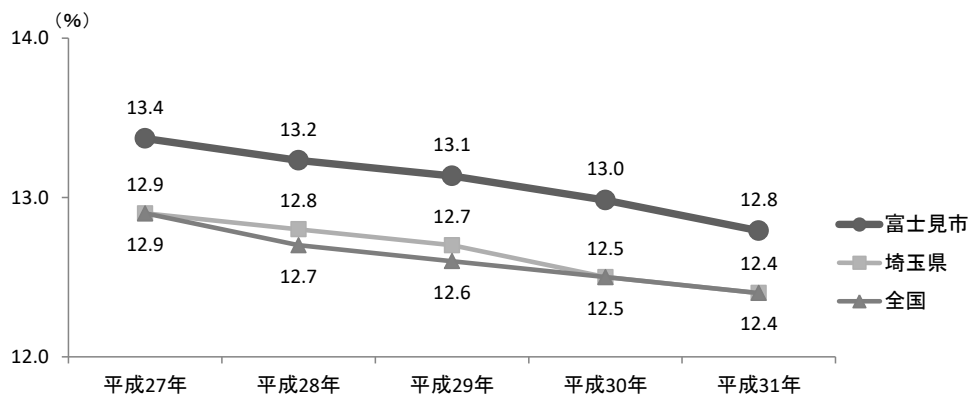
##### ■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

本市の年少人口（0～14歳）割合については、全国及び埼玉県を上回っていますが減少傾向にあり、平成27年から平成31年にかけて、0.6ポイント減少しています。

##### ■年少人口割合の推移（国・県・市の比較）

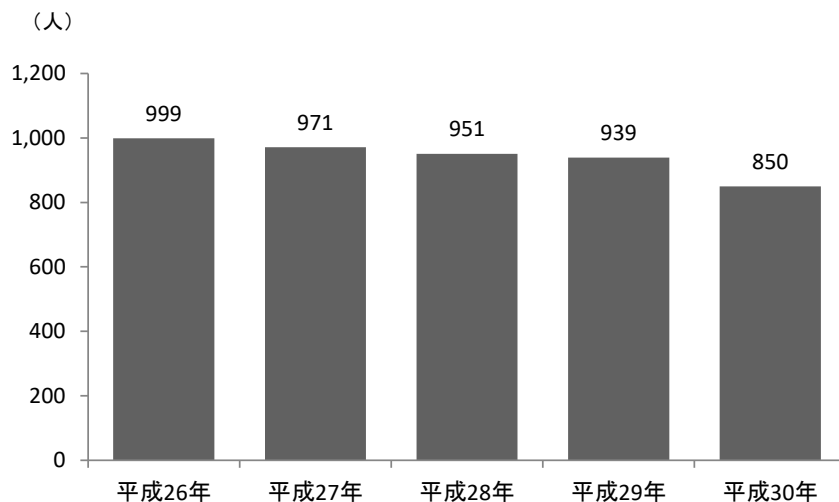


資料：市：住民基本台帳（各年4月1日現在）、埼玉県：町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）、国：住民基本台帳（各年1月1日現在）

## 2 出生の状況

出生数については、平成26年から平成30年にかけて、減少傾向となっており、平成30年には850人となっています。

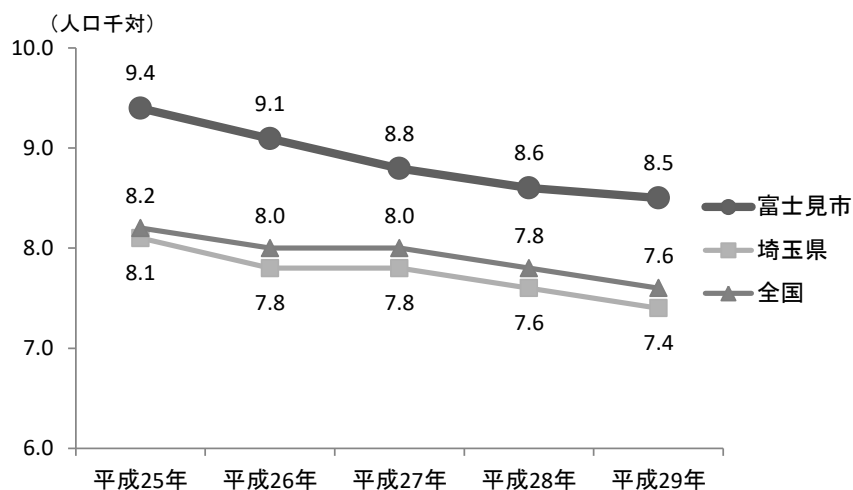
### ■出生数の推移



資料：市民課（住民基本台帳）

出生率については、平成25年から平成29年にかけて、いずれの年も全国、埼玉県平均を上回っており、平成29年には人口千人当たり8.5となっています。

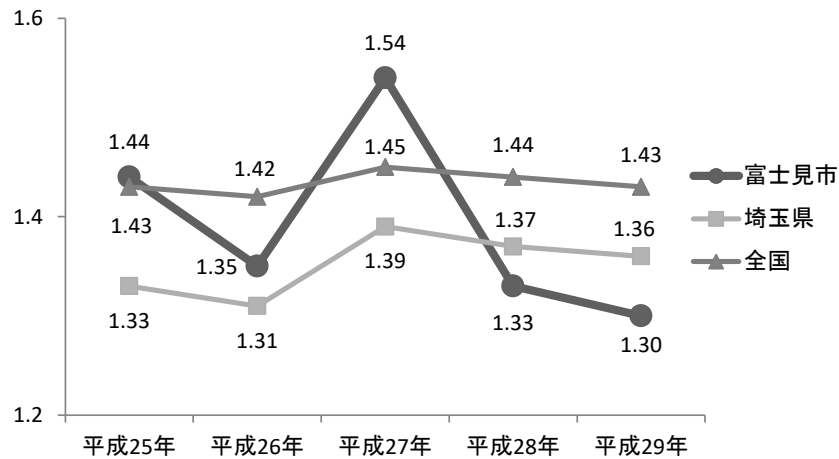
### ■出生率の推移（人口千人対）



資料：市民課（住民基本台帳）・埼玉県保健統計年報

合計特殊出生率については、平成 28 年以降、富士見市は全国、埼玉県 の値を下回っており、平成 29 年は 1.30 となっています。

■合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県「埼玉県の合計特殊出生率」

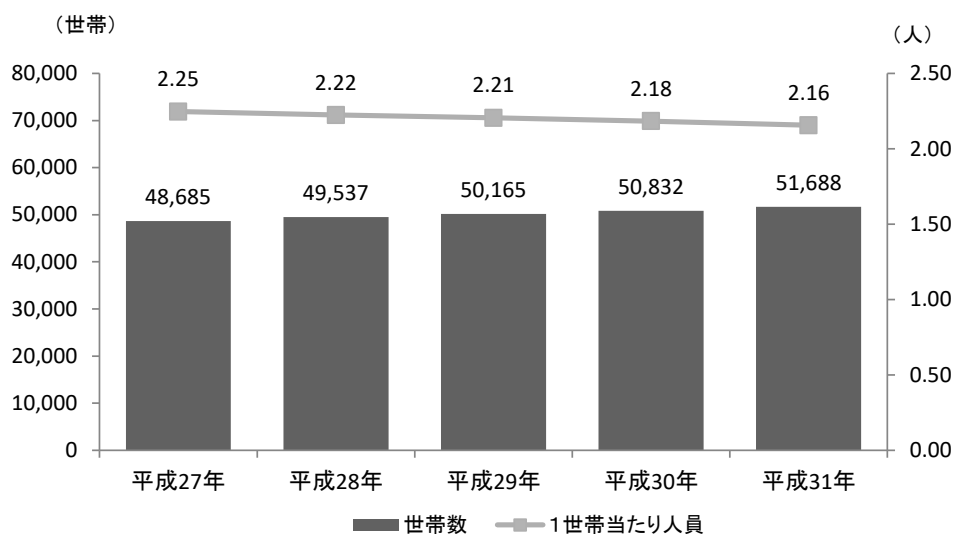
～「出生率」と「合計特殊出生率」～

- ・「出生率」：人口 1,000 人当たりに対するその年の出生数の割合。
- ・「合計特殊出生率」：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当。

3 世帯の状況

世帯数については、平成 27 年から平成 31 年にかけて増加傾向にあり、平成 31 年には 51,688 世帯となっています。一方、1 世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成 31 年には 2.16 人となっています。

■世帯数・世帯人員の推移



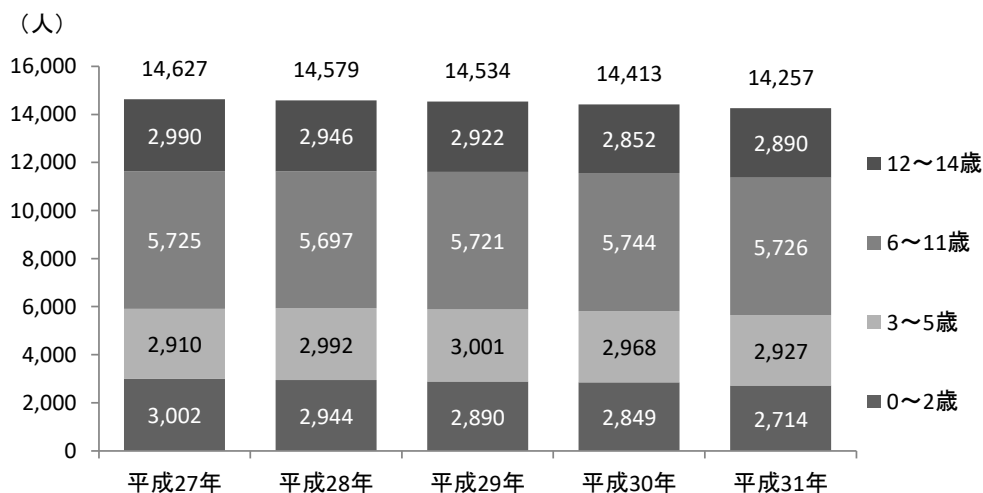
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

## 第2節 教育・保育に関する状況

### 1 0～14歳人口

0～14歳人口の内訳については、0～2歳及び12～14歳が減少傾向、3～5歳及び6～11歳はほぼ横ばいとなっています。

#### ■0～14歳人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### 2 就学前児童の状況

#### (1) 幼稚園等の状況

幼稚園数については、認定こども園への移行に伴い、平成30年には7園となっています。認定こども園数については、平成27年から設置が始まり、平成30年には4園となっています。

幼稚園と認定こども園の教育部分を合わせた園児数については減少傾向にあり、平成30年には1,403人となっています。

#### ■幼稚園・認定こども園（教育部分）の園児数の推移

(園/人)	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
幼稚園数	9	8	8	7	7
認定こども園数	-	2	2	4	4
園児数（市内在住）	1,478	1,456	1,505	1,458	1,403
3歳児	457	452	493	462	403
4歳児	503	508	508	507	493
5歳児	518	496	504	489	507

資料：保育課・子育て支援課（各年5月1日現在）

## (2) 保育所等の状況

保育所等の数について、保育所は横ばい、認定こども園（保育部分）と小規模保育施設は増加しており、平成30年には合わせて30園となっています。

保育所等（認定こども園は保育部分）の児童数については大きく増加しており、平成30年には1,918人となっています。

### ■保育所等の推移

(園)	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
保育所	16	17	18	16	17
認定こども園	—	2	2	4	4
小規模保育施設	—	5	6	7	9
合計	16	24	26	27	30

資料：保育課（各年4月1日現在）

### ■保育所等児童数の推移

(人)	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
保育所	1,388	1,375	1,478	1,343	1,379
認定こども園	—	142	164	399	406
小規模保育施設	—	50	93	101	133
合計	1,388	1,567	1,735	1,843	1,918

資料：保育課（各年4月1日現在）

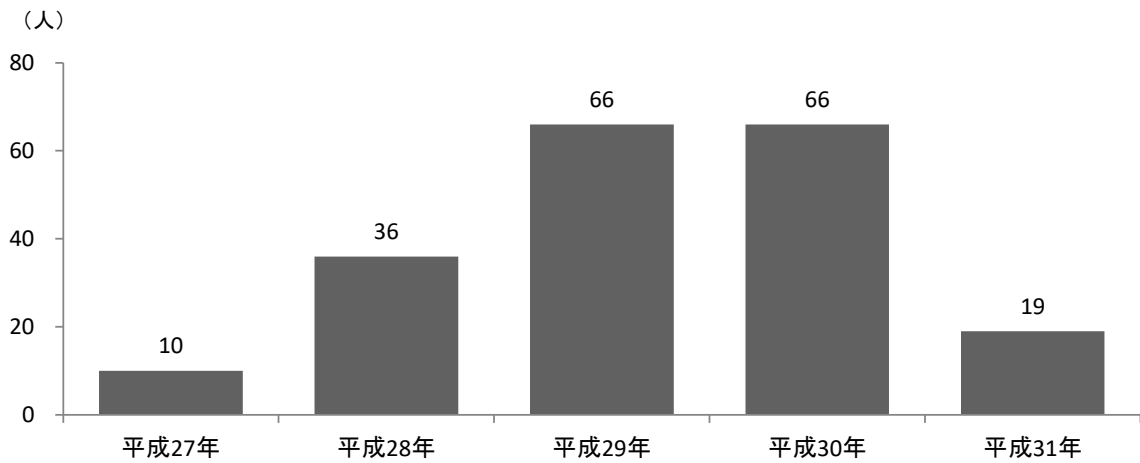
### ■保育所等年齢別児童数の推移

(人)	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0歳児	105	129	145	152	146
1～2歳児	496	595	675	700	732
3～5歳児	787	843	915	991	1,040
合計	1,388	1,567	1,735	1,843	1,918

資料：保育課（各年4月1日現在）

待機児童数については、待機児童の定義変更に伴い、平成 29 年に大きく増加しましたが、平成 31 年には 19 人にまで減少しています。

■待機児童数の推移

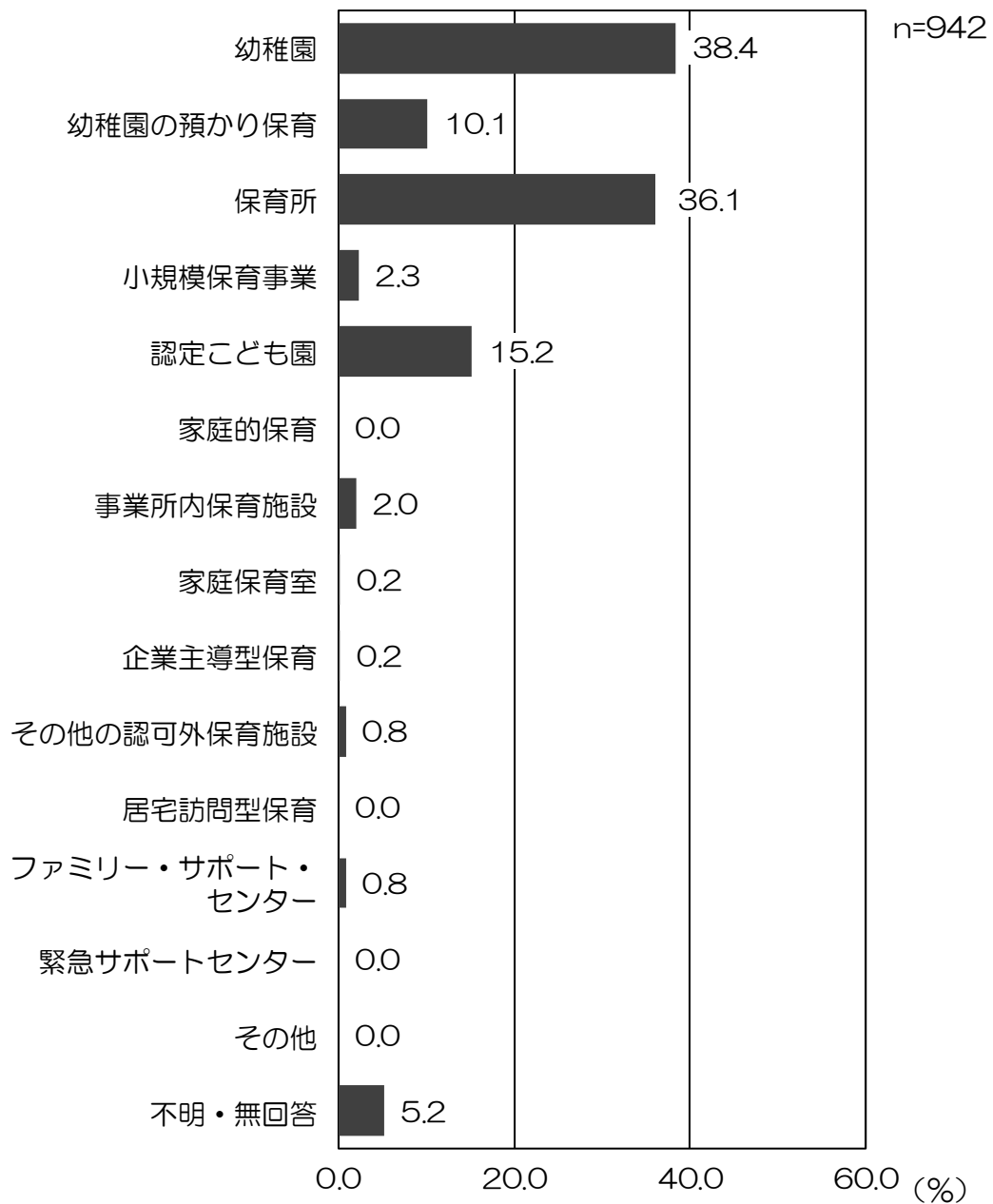


※平成 29 年から、待機児童の算出定義が変更されています

資料：保育課（各年 4 月 1 日現在）

平日、定期的（継続的）に利用している事業の種類については、「幼稚園」が38.4%と最も多く、次いで「保育所」が36.1%、「認定こども園」が15.2%となっています。

■平日、定期的（継続的）に利用している事業の種類【就学前児童保護者・複数回答】



資料：ニーズ調査結果（H31）



### 3 就学児童の状況

#### (1) 小学校・中学校の状況

小、中学校の学級数はおおむね横ばいですが、児童・生徒数については減少傾向となっています。

##### ■小学校児童数の推移

(学級/人)	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
学級数	200 (17)	201 (18)	203 (20)	205 (21)	203 (22)
小学校児童数	5,737	5,702	5,610	5,688	5,683

※( )内は、特別支援学級  
資料：学校基本調査報告書(各年5月1日現在)

##### ■中学校生徒数の推移

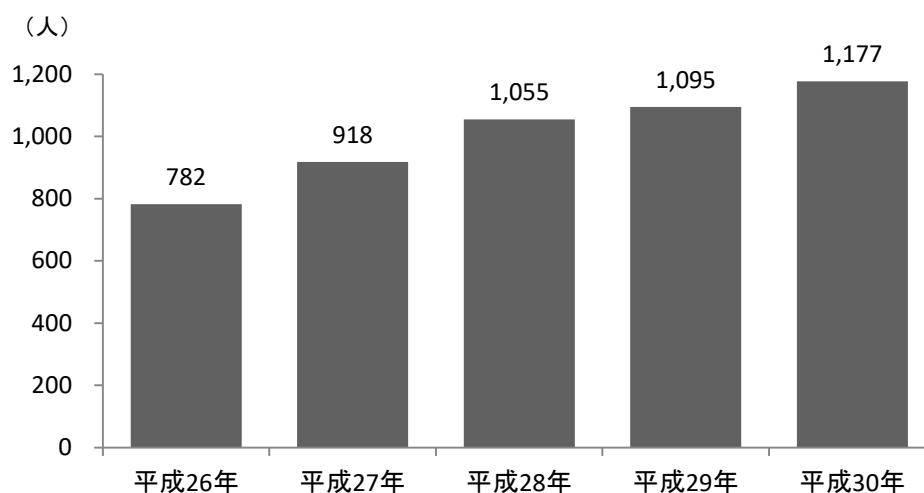
(学級/人)	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
学級数	81 (6)	82 (7)	83 (7)	83 (7)	83 (7)
中学校生徒数	2,709	2,714	2,684	2,710	2,636

※( )内は、特別支援学級  
資料：学校基本調査報告書(各年5月1日現在)

#### (2) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ入室児童数については、平成26年から平成30年にかけて増加傾向にあり、平成30年には1,177人となっています。

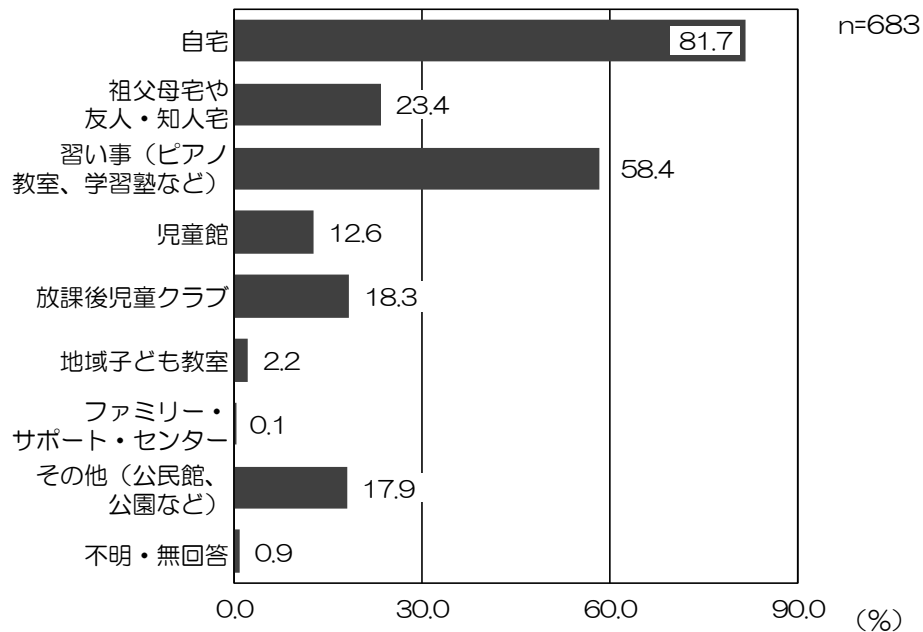
##### ■放課後児童クラブ入室児童数の推移



資料：保育課(各年4月1日現在)

放課後をどのような場所で過ごしているかについては、「自宅」が81.7%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が58.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」が23.4%となっています。

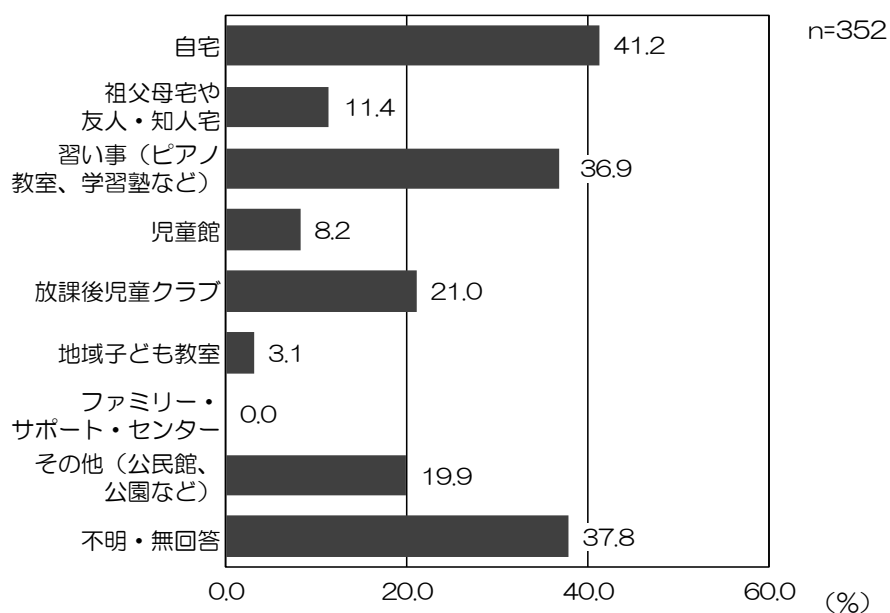
■放課後をどのような場所で過ごしているか【小学生児童保護者・複数回答】



資料：ニーズ調査結果（H31）

低学年の時の放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が41.2%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が36.9%、「放課後児童クラブ」が21.0%となっています。

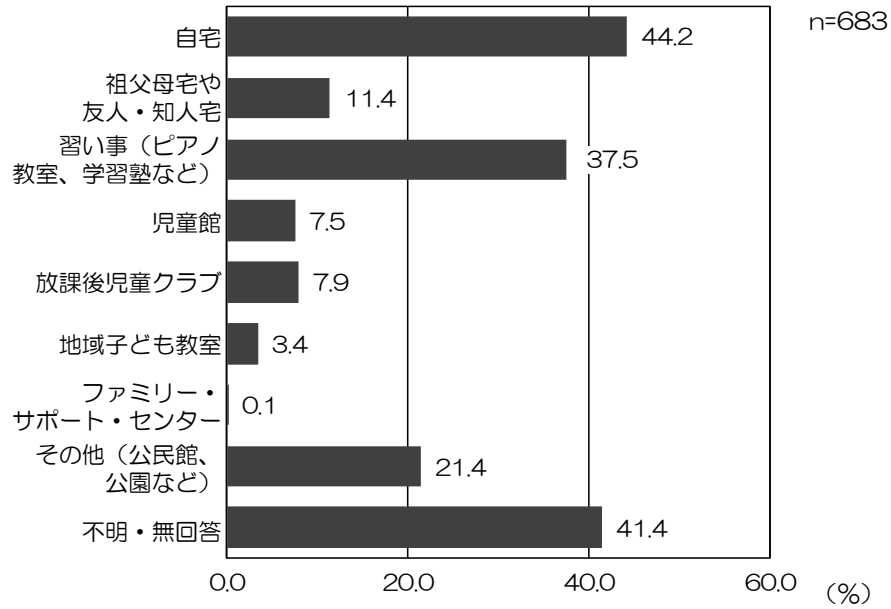
■低学年の時の放課後を過ごさせたい場所【小学生児童保護者・複数回答】



資料：ニーズ調査結果（H31）

高学年の時の放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が44.2%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が37.5%、「その他（公民館、公園など）」が21.4%となっています。

■高学年の時の放課後を過ごさせたい場所【小学生児童保護者・複数回答】



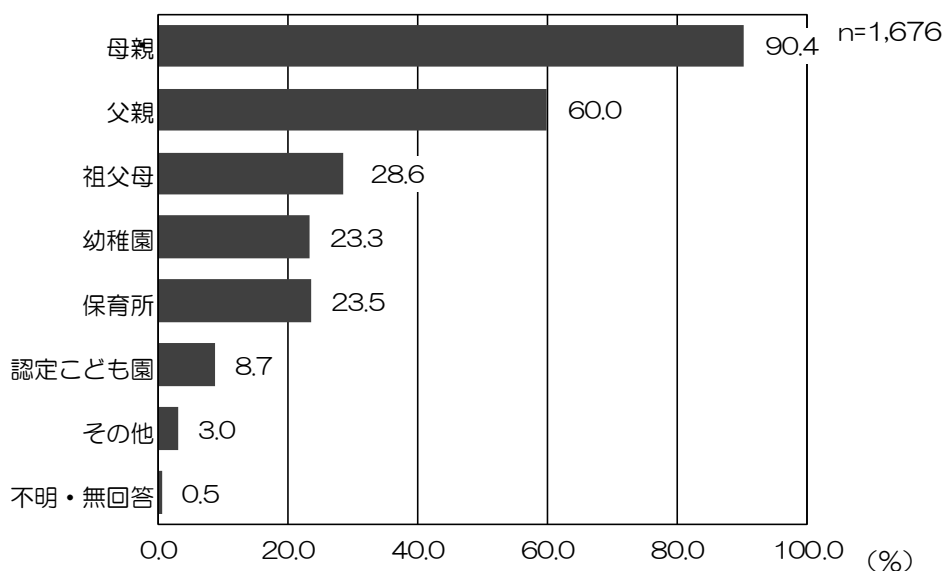
資料：ニーズ調査結果（H31）

### 第3節 家庭の状況

#### 1 家族の状況

日頃、子育てにかかわっている方（施設）については、「母親」が90.4%と最も多く、次いで「父親」が60.0%、「祖父母」が28.6%となっています。

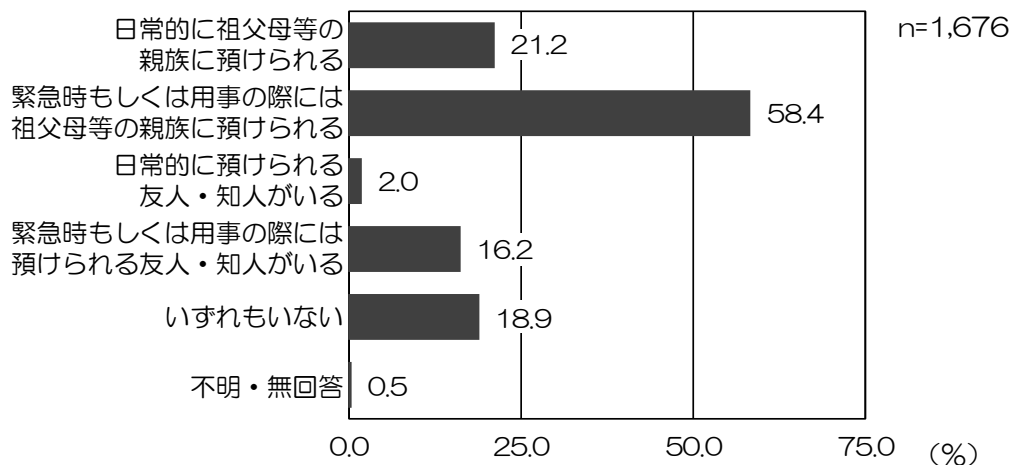
■日頃子育てにかかわっている人【就学前児童保護者・複数回答】



資料：ニーズ調査結果（H31）

日頃、お子さんを預けられる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預けられる」が58.4%、「日常的に祖父母等の親族に預けられる」が21.2%となっています。一方で、「いずれもない」が18.9%となっています。

■日頃お子さんを預けられる親族・知人【就学前児童保護者・複数回答】

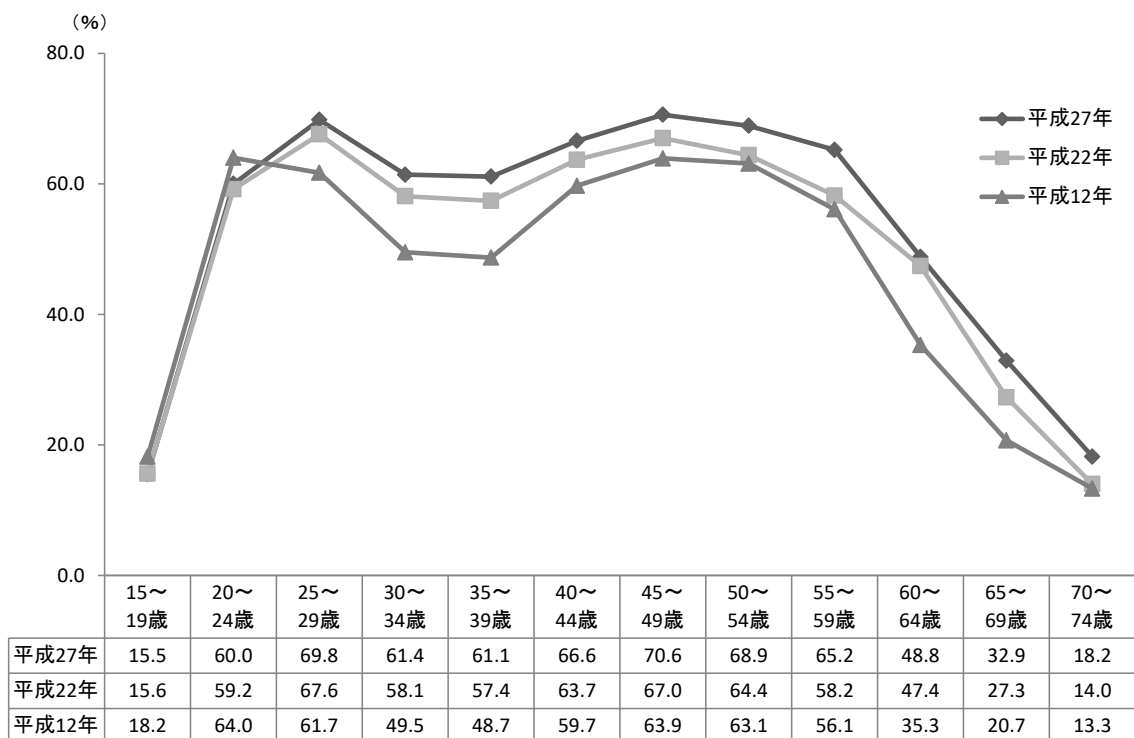


資料：ニーズ調査結果（H31）

## 2 就労の状況

女性の就業率については、平成12年から平成22年にかけて、全体的に高くなっており、特に25歳から39歳までのいわゆるM字カーブの底辺が上がっています。また、平成22年から平成27年にかけては、30代、40代でも引き続き就業率の上昇がみられます。

### ■女性の就業率の推移（富士見市）

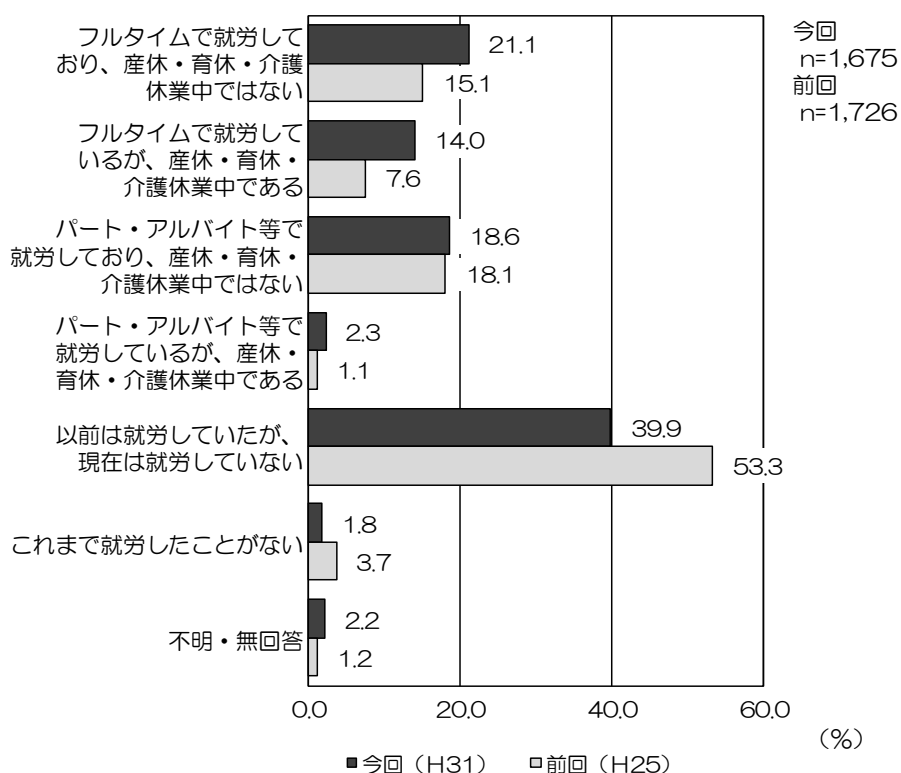


資料：国勢調査

母親の就労状況については、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 39.9%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 21.1%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 18.6%となっています。

前回と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 13.4 ポイント減少し、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」がそれぞれ 6 ポイント以上増加しています。

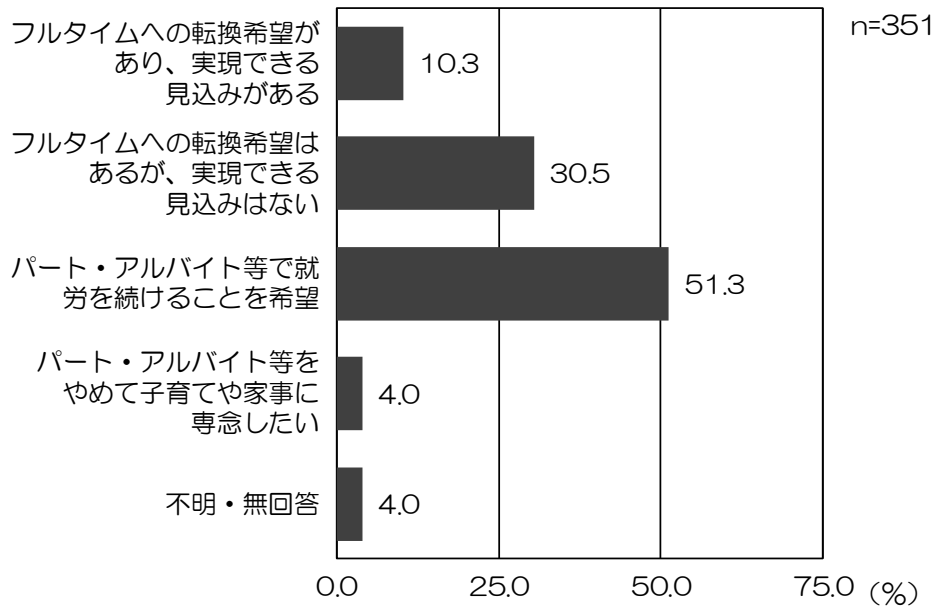
■母親の就労状況【就学前児童保護者・単数回答】



資料：ニーズ調査結果 (H31・H25)

母親のパート・アルバイト等からの就労形態変更の希望については、「パート・アルバイト等就労を続けることを希望」が51.3%と最も多く、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の30.5%と「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の10.3%を合わせると40.8%となっています。

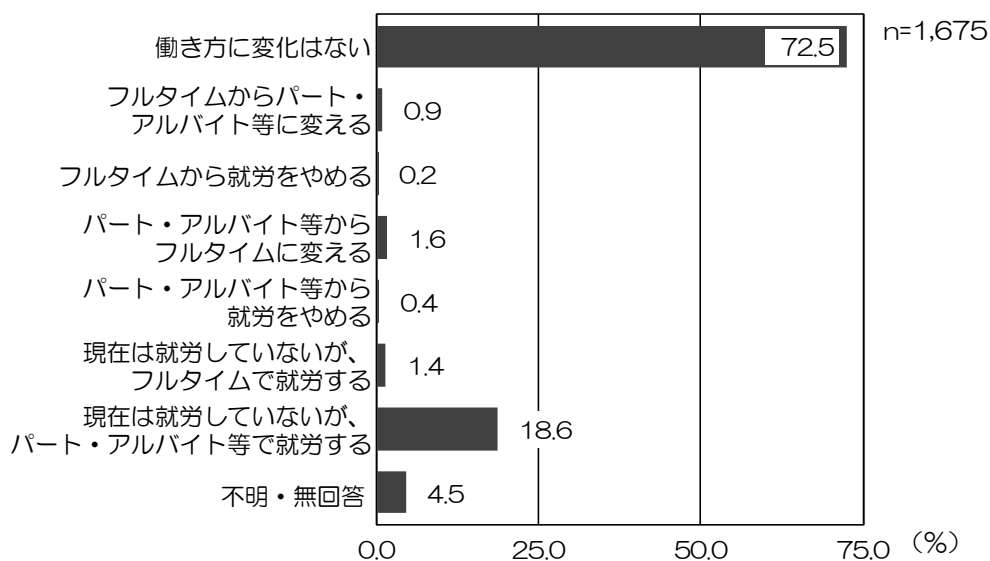
■母親のパート・アルバイト等からの就労形態変更の希望【就学前児童保護者・単数回答】



資料：ニーズ調査結果（H31）

幼児教育・保育の無償化が実施された場合の母親の働き方の変化については、「働き方に変化はない」が72.5%と最も多く、次いで「現在は就労していないが、パート・アルバイト等で就労する」が18.6%となっています。

■無償化が実施された場合の母親の働き方の変化【就学前児童保護者・単数回答】

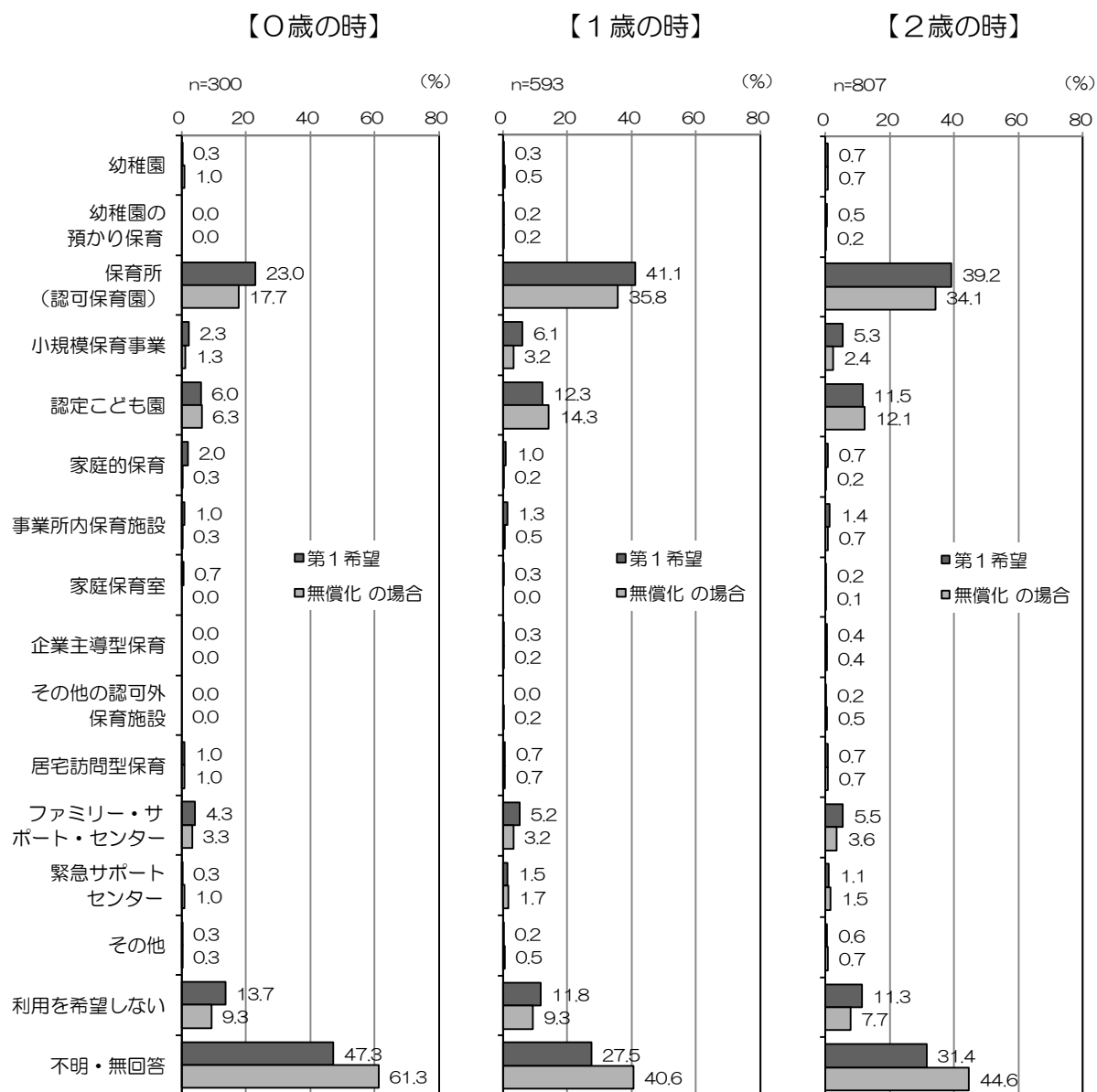


資料：ニーズ調査結果（H31）

### 3 教育・保育事業の利用希望の状況

平日の教育・保育事業として定期的にご利用したい事業について、0～2歳の時では「保育所（認可保育園）」の割合が最も多くなっています。また、無償化の場合も、「保育所（認可保育園）」の割合がそれぞれ最も高くなっており、おおむね現状での希望と同様の傾向となっています。

■平日の教育・保育事業として定期的にご利用したい事業【就学前児童保護者・複数回答】

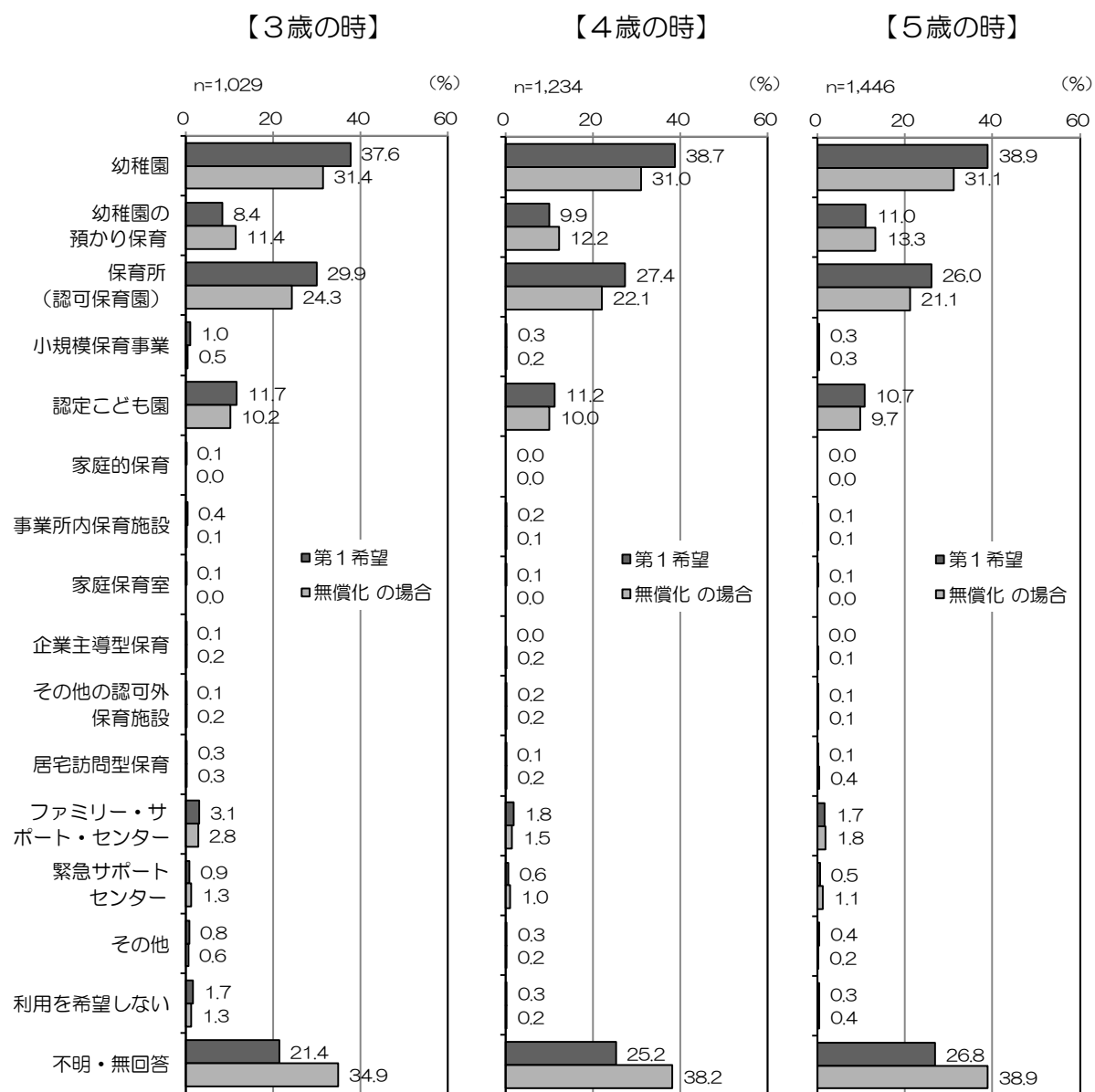


資料：ニーズ調査結果（H31）



3～5歳の時では「幼稚園」の割合が最も多くなっています。無償化の場合も「幼稚園」の割合がそれぞれ最も高くなっていますが、「幼稚園の預かり保育」については、無償化の場合の方が、割合が高くなる傾向が見られます。

■平日の教育・保育事業として定期的にご利用したい事業【就学前児童保護者・複数回答】

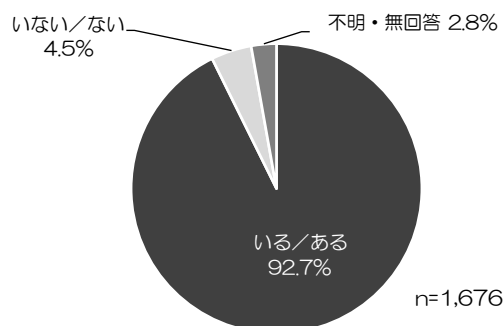


資料：ニーズ調査結果（H31）

## 4 子育ての状況

子育てをする上で相談できる人（場所）については、「いる／ある」が92.7%となっています。

### ■子育てをするうえで相談できる人（場所）【就学前児童保護者・単数回答】

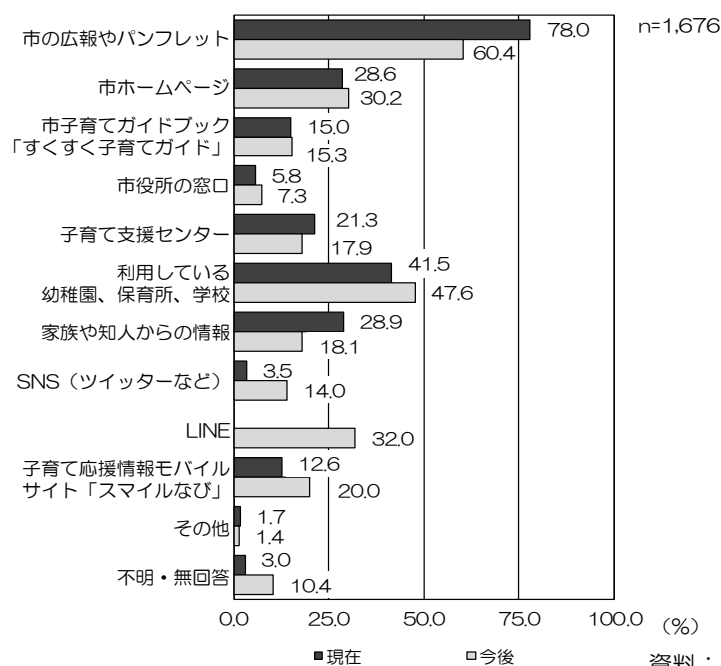


資料：ニーズ調査結果（H31）

子育て施策等に関する情報をどのように受け取っているかについては「市の広報やパンフレット」「利用している幼稚園、保育所、学校」が上位に挙がっています。

今後については、それらのほか、「LINE」が上位に挙がっています。

### ■子育て施策等に関する情報をどのように受け取っているか／受け取りたいか【就学前児童保護者・複数回答】



資料：ニーズ調査結果（H31）

家庭児童相談室における児童虐待相談件数については、平成27年度から平成30年度にかけて増加傾向にあり、平成30年度には154件となっています。

### ■家庭児童相談室の児童虐待相談件数の推移

（件）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童虐待相談件数	90	97	138	154

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

## 第4節 本市の子ども・子育てに関する課題

### 1 少子化の進行

本市の人口は微増傾向ですが、出生率は全国や埼玉県平均に比べ高いものの、年少人口は減少傾向が続いています。

過去5年間における幼稚園、保育所、認定こども園等の子どもの数は、大きく増加していますが、今後の教育・保育ニーズを見込むにあたっては、少子化の影響を考慮する必要があります。

### 2 幼児教育・保育の無償化後における教育・保育ニーズの変化

子育て世代の女性の就業率は上昇傾向にあり、ニーズ調査でも就学前児童の母親の半数以上が就労（産・育休中含む）しています。無償化により、「働き方に変化はない」の割合が72.5%を占める一方、「現在は就労していないが、パート等で就労する」の母親の割合が18.6%に上ることから、潜在的な保育ニーズが見込まれます。

ニーズ調査では、平日、定期的にご利用している施設等については、「幼稚園」の38.4%が最も高く、保育所の36.1%を上回っています。さらに無償化により、3～5才児については、「幼稚園の預かり保育」を希望する割合が高くなっています。

待機児童数は減少傾向ですが、解消には至っていないことから、無償化によるニーズ変化を適切に捉え、対応していくことが求められます。

### 3 就学児童の放課後の居場所づくり

小学校児童数は微減傾向ですが、放課後児童クラブ入室児童数は増加傾向にあります。

今後も、施設整備のほか、余裕教室の活用などにより、放課後の居場所を確保する必要があります。

### 4 情報提供の充実

本市では、子育て支援センターなどの相談体制を用意していますが、ニーズ調査では、相談相手がない人（4.5%）や、子どもを預けられる親族や知人がいない人（18.9%）など頼れる人が身近におらず、孤立化する恐れのある人がいます。

また、子育てに関する情報提供方法について、「市の広報等」「利用している幼稚園、保育所、学校」「市ホームページ」のほか、「LINE」「子育て応援情報モバイルサイト『スマイルなび』」が挙げられていることから、相談窓口に関する周知や、情報提供方法の充実が求められます。

## 5 児童虐待防止の充実

本市における虐待相談件数は増加傾向にあります。元々困難を抱えている世帯での虐待増加のほか、育児中の孤立や不安から虐待につながるケースも見受けられることから、児童虐待の未然防止に向け、障がい福祉課のほか、子どもに関する総合相談窓口である子ども未来応援センターなどの相談体制の拡充が求められます。

また、児童虐待について、早期発見、早期対応ができるよう、子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）など関係機関との連携強化が必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 第1節 基本理念

本計画は、「第一期富士見市子ども・子育て支援事業計画」における基本理念を継承し、子ども・子育て支援施策を引き続き推進します。

**子育て 子育て とともに育つ**  
**笑顔あふれるまち ☆ ふじみ**

- 子どもを安心して生み育て、すべての子どもが健やかに成長できる環境を整えるとともに、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを実感できるような支援をしていきます。
- 次代を担う子ども一人ひとりが、将来に夢や希望をもち、心豊かに育つために、地域全体が子どもと子育て家庭への理解や関心を深め、ともに支え合えるまちの実現を目指します。
- 子どもたちの笑顔あふれる魅力あるまちを目指して、市民と市が一体となって子どもと子育て家庭を支援していきます。

## 第2節 施策の体系

節	
教育・保育事業	1 学校教育の提供
	2 保育の提供
地域子ども・子育て支援事業	1 利用者支援事業
	2 延長保育（時間外保育事業）
	3 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
	4 子育て短期支援事業
	5 乳児家庭全戸訪問事業
	6 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
	7 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）
	8 一時預かり事業
	9 病児・病後児保育（病児保育事業）
	10 ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）
	11 妊婦健康診査事業
	12 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	13 多様な主体による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

## 第3節 教育・保育提供区域の設定

本市では、地理的状況やニーズ調査結果等を踏まえ、より利用者の選択肢が広がり、かつ柔軟に対応できるよう、教育・保育の提供区域を、第一期計画から引き続き、1区域とします。

## 第4節 幼児教育・保育の無償化と子ども・子育て支援新制度について

### 1 幼児教育・保育の無償化について

令和元年（2019年）10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。

#### ■事業の概要

- ・ 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）：  
家庭の所得にかかわらず月額 25,700 円を上限に保育料を無償化
  - ・ 保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育：
    - 3～5 歳児クラスの保育料を無償化
    - 0～2 歳児クラスの住民税非課税世帯の保育料を無償化
  - ・ 幼稚園の預かり保育：  
保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額 11,300 円までの範囲で無償化
  - ・ 認可外保育施設等：
    - 保育の必要性の認定を受けた場合、3～5 歳児は月額 37,000 円を上限に保育料を無償化
    - 保育の必要性の認定を受けた場合、0～2 歳児は住民税非課税世帯について、月額 42,000 円を上限に保育料を無償化
- ※認可外保育施設等は、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターを含む。

## 2 無償化後の子ども・子育て支援新制度について

無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度による事業は、大きく「子どものための教育・保育給付」「子育てのための施設等利用給付」「地域子ども・子育て支援事業」の3つに分かれます。

### ■事業の全体像

#### 子どものための 教育・保育給付

##### 施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

##### 地域型保育給付

- 小規模保育

(定員は6人以上19人以下)

- 家庭的保育

(保育者の居宅等において保育を行う。定員は5人以下)

- 居宅訪問型保育

(子どもの居宅等において保育を行う)

- 事業所内保育

(事業所内の施設等において保育を行う)

#### 子育てのための 施設等利用給付

- 幼稚園(未移行)
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

#### 地域子ども・子育て 支援事業

- ①利用者支援事業
- ②延長保育(時間外保育事業)
- ③放課後児童クラブ  
(放課後児童健全育成事業)
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業及び子どもを守る地域協議会(要保護児童対策地域協議会)その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
- ⑦子育て支援センター  
(地域子育て支援拠点事業)
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育(病児保育事業)
- ⑩ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)
- ⑪妊婦健康診査事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業



## 第4章 施策の展開

子ども・子育て支援新制度による事業のうち、子どものための教育・保育給付については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、下表のように3区分にそれぞれ認定し、学校教育・保育を提供します。

また、無償化に伴い創設された子育てのための施設等利用給付については、円滑な実施に向け、市民への周知や施設への支援等を行います。

そのほか、利用者のニーズ、施設・設備等の状況、設置者の意向等を踏まえ、既存の幼稚園や保育所から認定こども園への移行を引き続き支援していきます。

### ■子どものための教育・保育給付に係る認定区分と提供施設

	1号	2号	3号
認定区分	3～5歳	3～5歳	0～2歳
	幼児期の学校教育のみ	保育の必要性あり	
提供施設	幼稚園、 認定こども園（幼稚園部分）	保育所、 認定こども園（保育所部分）	保育所、認定こども園、 小規模保育

## 第1節 教育・保育事業

### 1 学校教育の提供

#### (1) 事業内容・現状

1号認定（3～5歳・幼児期の学校教育を希望）を受けた子どもに対して、幼稚園または認定こども園が幼児期の学校教育を提供するものです。

十分な提供体制となっていますが、利用児童数は年々減少傾向にあります。なお、幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園と、未移行の園があり、園児数・定員数は両方の合計数となっています。

#### ■これまでの実績

(単位：人)

3～5歳	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
幼稚園等定員数（人）	2,145	2,166	2,240	2,180	2,178
か所数（か所）	10	10	11	11	11
利用児童数（市内在住・人）	1,456	1,505	1,458	1,403	1,356
市外幼稚園等利用児童数（人）	360	344	331	331	302
利用児童合計	1,816	1,849	1,789	1,734	1,658

※各年度とも5月1日時点

## (2) 見込み量・確保策

幼稚園・認定こども園などの学校教育施設は令和元年4月現在 11 園（幼稚園7園、認定こども園4園）があります。

広域利用\*分を含めても、1号認定分は、今後の量の見込みに対し、定員数は上回っており、提供体制は十分に確保されています。

また、教育を希望しながら、保育も必要としている子どもの家庭については、幼稚園での預かり保育事業で対応します。

### ■見込み量及び提供体制

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	1号	1号	1号	1号	1号	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	
① 必要量（見込み量）	1,620(230)	1,595(243)	1,538(244)	1,503(248)	1,482(254)	
② 提供量（確保量）	2,469(230)	2,469(243)	2,469(244)	2,469(248)	2,469(254)	
幼稚園・ 認定こども園 内訳	市内	2,178	2,178	2,178	2,178	2,178
	ふじみ野市	177	177	177	177	177
	三芳町	69	69	69	69	69
	志木市	45	45	45	45	45
③ 他市からの受入れ数	261	261	261	261	261	
②-①-③	588	613	670	705	726	

※うち（ ）は保育も必要としている子どもの数（法第30条の4第2号認定数）

### \*広域利用とは

富士見市に住み、他市町村の「教育・保育施設」を利用すること、又は他市町村に住み、富士見市の「教育・保育施設」を利用することです。

## 2 保育の提供

### (1) 事業内容・現状

保護者の就労等の理由により主に昼間保護者が児童の保育を行うことができない場合に、保育所等で保護者の代わりに保育を行うことで、保護者の就労等と子育ての両立を支援するものです。

この間、保育施設の整備により、定員の拡充を図ってきたほか、国の基準を上回る保育士等を配置し、保育の質の確保に努めています。

#### ■これまでの実績

(単位：人)

0歳	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
保育所等利用者数(人)	129	145	152	146	159
保育所等定員数(人)	153	160	169	180	189
か所数(か所)	21	22	24	26	27

1～2歳	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
保育所等利用者数(人)	595	675	700	732	781
保育所等定員数(人)	618	639	689	732	797
か所数(か所)	25	26	28	30	33

3～5歳	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
保育所等利用者数(人)	843	915	991	1,040	1,089
保育所等定員数(人)	948	1010	1077	1,137	1,191
か所数(か所)	19	20	20	21	22

※各年度とも4月1日時点

#### ■富士見市保育士配置基準 (児童数：保育士)

	国	富士見市
0歳児	3：1	3：1
1歳児	6：1	4：1
2歳児	6：1	6：1
3歳児	20：1	13：1
4歳児	30：1	18：1
5歳児	30：1	25：1

## (2) 見込み量・確保策

0歳児と3～5歳児の見込み量は、提供体制の範囲内であると見込まれますが、1～2歳児については、小規模保育施設の整備などにより、提供体制を確保していきます。

### ■見込み量及び提供体制

(単位：人)

0歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(人)	162(1)	161(1)	160(1)	158(1)	157(1)
提供体制(人)	189(2)	189(2)	189(2)	189(2)	189(2)
か所数(か所)	27	27	27	27	27

1～2歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(人)	782(10)	785(10)	823(10)	823(10)	821(10)
提供体制(人)	812(17)	812(17)	831(17)	831(17)	831(17)
か所数(か所)	33	33	34	34	34

3～5歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(人)	1,140(19)	1,172(19)	1,143(19)	1,154(19)	1,163(19)
提供体制(人)	1,258(22)	1,258(22)	1,258(22)	1,258(22)	1,258(22)
か所数(か所)	22	22	22	22	22

※各年度とも4月1日時点

※( )は市外利用分

満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定子どもの利用定員数の割合(保育利用率)について、令和6年度に37%となることを目指します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
満3歳未満児童数 (A)	2,690	2,678	2,746	2,724	2,703
3号認定子どもの利用定員数 (B)	982	982	1,001	1,001	1,001
保育利用率 (B/A)	36.5%	36.7%	36.5%	36.7%	37.0%

## 第2節 地域子ども・子育て支援事業

### 1 利用者支援事業

#### (1) 事業内容・現状

市民が教育・保育施設や子ども・子育て支援施設等のほか、地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用希望者からの相談に応じ、必要な情報提供やアドバイス、関係機関との連絡調整などの支援を行います。

#### ■これまでの実績

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
提供体制（か所）	1	1	2	2	2

#### (2) 見込み量・確保策

現在、保育課のほか、平成 29 年 10 月に開所した子ども未来応援センターにおいて利用者支援事業を行っています。

引き続き、現在の提供体制を確保していきます。

#### ■提供体制

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（か所）	2	2	2	2	2
提供体制（か所）	2	2	2	2	2

## 2 延長保育（時間外保育事業）

### （1）事業内容・現状

保育所等を利用している保護者において、通常の保育時間を超える保育が必要な場合、時間を延長して子どもの預かりを行います。

#### ■これまでの実績

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
提供体制（か所）	19	20	20	21	22

※提供体制（か所）には、保育所と認定こども園を計上しています。

### （2）見込み量・確保策

現在、すべての保育所等で延長保育事業を実施しており、延長保育が必要と認められるすべての子どもに延長保育を提供しています。

引き続き、現在の提供体制を確保していきます。

#### ■見込み量及び提供体制

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（か所）	33	33	34	34	34
提供体制（か所）	33	33	34	34	34

※提供体制（か所）には、保育所・認定こども園に加えて、延長保育を実施する小規模保育事業等を計上しています。

### 3 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

#### （1）事業内容・現状

保護者の就労等により昼間家庭で保育ができない小学生に対し、放課後や夏休みなどの学校休業日に安心して過ごせる生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援するものです。

これまでの取組みとしては、平成27年度以降、鶴瀬第2・第3、水谷第2・第3、勝瀬第2、つるせ台第2・第3放課後児童クラブの整備を行い、令和元年4月現在、放課後児童クラブは市内小学校11校に対し、23クラブとなっています。

「富士見市地域子ども教室」については、子どもたちの安心安全な「居場所」として様々な体験活動や異年齢・異世代間交流活動などを行っています。

令和元年4月現在、11小学校区全てにおいて、地域子ども教室を実施しております。今後も学校、地域等と連携しながら、新・放課後子ども総合プランに基づく一体型による地域子ども教室を推進していきます。

#### ■これまでの実績

（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1年生	292	296	313	314	373
2年生	224	275	286	316	316
3年生	187	200	230	263	286
4年生	147	152	151	161	217
5年生	62	88	81	87	101
6年生	6	44	34	36	56
合計	918	1,055	1,095	1,177	1,349
クラブ数	16	21	21	23	23

※各年度とも4月1日現在の入所人数



## (2) 見込み量・確保策

現在、条例で定める設備と運営に関する基準を上回る内容で運営しており、今後も継続していきます。

今後は、針ヶ谷第2、諏訪第3放課後児童クラブを整備するほか、新・放課後子ども総合プランに基づき、余裕教室の活用なども考慮しながら、待機児童を生じさせないことを基本に提供体制を確保していきます。

### ■見込み量及び提供体制

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（1年生）	366	349	367	347	344
見込み量（2年生）	372	362	346	363	344
見込み量（3年生）	280	330	323	307	322
見込み量（4年生）	221	219	255	251	239
見込み量（5年生）	123	126	127	151	149
見込み量（6年生）	52	67	67	68	84
見込み量（1～6年生）	1,414	1,453	1,485	1,487	1,482
提供体制（1～6年生）	1,414	1,453	1,485	1,487	1,482
クラブ数	23	25	25	25	25

## 4 子育て短期支援事業

### (1) 事業内容・現状

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、原則7日以内の宿泊を伴う養育・保護を行います。

本市においては、富士見市緊急ファミリー・サポート事業で対応しています。

#### ■これまでの実績

(単位：延べ人数/年)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
人数	4	0	0	0	—

### (2) 見込み量・確保策

今後も、現在の提供体制を確保していきます。

#### ■見込み量及び提供体制

(単位：延べ人数/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	5	5	5	5	5
提供体制（実施）	1	1	1	1	1

## 5 乳児家庭全戸訪問事業

### (1) 事業内容・現状

生後 2～3 か月の頃に全世帯を母子保健推進員が家庭訪問し、地域の子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握するとともに、不安や悩みを保健師につないでいきます。

また希望者には、生後2か月までを対象に保健師による新生児訪問を行い、発育や保護者の不安等に対して助言し、安心して子育てが始められるよう支援しています。

#### ■これまでの実績

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
実施件数	880	846	758	782	—
対象件数	991	948	926	854	—
提供体制（実施率：％）	88.8	89.2	81.9	91.6	—
実施体制（動員職員数）※	100	101	98	96	94

※母子保健推進員と、増進センター内保健師

### (2) 見込み量・確保策

対象となるすべての家庭を訪問し、地域の子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に努めます。訪問できない場合は、保健師が電話等による確認を行い、養育環境の全数把握及び支援を行います。

#### ■見込み量及び提供体制

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（件）	847	843	840	835	832
提供体制（実施率：％）	92.5	92.8	93.1	93.4	93.7
実施体制（動員職員数）	94	94	94	94	94
出生数見込み（人）	916	909	903	894	888

## 6 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

### （1）事業内容・現状

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等を通して、産後うつや育児不安等から困難をかかえている家庭を早期に把握しています。さらに支援が必要な家庭に対し、保健師やホームヘルパー等が訪問し、養育に関する相談や助言、家事等の支援を行うことで、児童虐待等の予防を図ります。

#### ■これまでの実績

（単位：人）

養育支援訪問事業	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
実施人数	0	0	0	1	1
実施体制（か所）	1	1	1	1	1

### （2）見込み量・確保策

支援が必要な家庭に対して、保健師等の訪問による相談・指導や、ヘルパー等による家事援助を実施します。

また、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、関係機関とのさらなる連携や、子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）を通じて、情報共有や調整を行います。

#### ■見込み量及び提供体制

（単位：人）

養育支援訪問事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	2	2	3	3	3
実施機関・団体（か所）	2	2	2	2	2

※母子保健事業等より抽出される各年度の乳幼児健診の状況、実績から令和2年度見込みを計上。

## 7 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

### （1）事業内容・現状

子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談や情報提供、あそぼう会や園庭開放などの交流の場の提供などを通じて、子育て中の親子を支援します。

令和元年4月現在、鶴瀬西交流センター内に1か所、民間保育園8か所の計9か所で実施しています。

#### ■これまでの実績

（単位：延べ人数/年）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
員数	50,055	54,748	59,939	59,713	—
提供体制（か所）	9	9	9	9	9

※子育て支援センターに遊びに来た人、講習会等に参加した人等の親と子どものそれぞれを集計。

### （2）見込み量・確保策

利用者のニーズに応えられるよう、より身近な地域における提供体制を確保していきます。

#### ■見込み量及び提供体制

（単位：延べ人数/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	58,000	58,000	61,000	61,000	61,000
提供体制	58,000	58,000	61,000	61,000	61,000
提供体制（か所）	9	9	10	10	10

## 8 一時預かり事業

### (1) 事業内容・現状

保護者が仕事、疾病、用事、リフレッシュ等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった子どもを、保育所等において一時的に預かります。令和元年4月現在、幼稚園9施設、保育所・認定こども園6施設の計15施設で実施しています。

#### ■これまでの実績

(単位：延べ人数/年)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
幼稚園での在園児の利用者	32,259	38,898	38,378	38,247	—
保育所での一般の利用者	8,272	8,754	6,915	6,236	—
合計	40,531	47,652	45,293	44,483	—
提供体制（か所）	17	18	18	16	15

### (2) 見込み量・確保策

（保育所等分）

保育所等での一般の利用ニーズに因應するため、引き続き、現在の提供体制を確保していきます。

（幼稚園分）

未移行幼稚園における在園児向けの預かり保育については、母親の就労率の増加により、定期的な利用者の増加が見込まれることから、預かりニーズに対応可能な提供体制の確保に努めます。

#### ■見込み量及び提供体制

(単位：延べ人数/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見 込 み 量	①幼稚園等在園児（②以外） による利用	9,033	10,006	10,198	10,601	11,061
	②幼稚園等在園児（2号認定） による利用※	50,643	53,358	53,591	54,575	55,784
	③保育所等による利用	8,197	8,147	8,034	7,966	7,917
合計		67,873	71,511	71,823	73,142	74,762
提供体制（か所）		15	15	15	15	15

※「幼稚園等在園児（2号認定）による利用」は、保育の必要性の認定（法第30条の4第2号認定）を受けた子どもが、幼稚園や認定こども園の預かり保育を利用する場合を指します。

## 9 病児・病後児保育（病児保育事業）

### （1）事業内容・現状

保育を必要とする病気の子ども（病児）や病気回復期の子ども（病後児）を、保育所等に併設された専用スペースで保育士や看護師等が一時的に保育します。

#### ■これまでの実績

（単位：延べ人数/年）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
人数	119	489	649	732	786
提供体制（実施）	980	2,450	2,450	2,450	2,450

※ふじみ野市及び三芳町と広域利用協定を結んで実施。

### （2）見込み量・確保策

現在、市内2施設、ふじみ野市内1施設において、病児・病後児保育事業を実施し、必要なニーズにえています。

引き続き、現在の提供体制を確保していきます。

#### ■見込み量及び提供体制

（単位：延べ人数/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	838	879	908	922	928
提供体制	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
提供体制（か所）	3	3	3	3	3

※提供体制（人）＝（病児・病後児保育室定員）×（年間の利用可能日数）

## 10 ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

### （1）事業内容・現状

子どもの預かり、保育所・放課後児童クラブ送迎時等の支援を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（提供会員）とのマッチングにより、相互援助活動の支援を行います。令和元年9月現在の会員数は、依頼会員 1,016 名、提供会員 145 名、両方会員 68 名です。

#### ■これまでの実績

（単位：延べ人数/年）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
未就学児童	2,695	3,719	2,683	2,776	—
小学生児童	1,375	1,148	1,786	2,076	—
合計	4,070	4,867	4,469	4,852	—

### （2）見込み量・確保策

ファミリー・サポート・センターについては、今後も、依頼会員の増加が見込まれます。引き続き、事業内容の周知を図り、提供会員の確保に努めていきます。

#### ■見込み量及び提供体制

（単位：延べ人数/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	4,983	5,056	5,131	5,185	5,256
提供体制（未就学児童）	2,990	3,034	3,079	3,111	3,154
提供体制（小学生児童）	1,993	2,022	2,052	2,074	2,102
合計	4,983	5,056	5,131	5,185	5,256



## 11 妊婦健康診査事業

### (1) 事業内容・現状

妊娠している方に対して、妊婦健康診査（14 回分の助成）を行います。

#### ■これまでの実績

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
延べ受診者数	22,911	21,339	22,043	20,151	—
受診票 1 回目利用者数①	941	935	906	815	—
妊娠届出数②	989	966	922	853	—
受診率 (①÷②×100) %	95.1	96.8	98.3	95.5	—

※延べ受診者数は、年度ごとの助成券利用者数の合計です。

※受診票 1 回目利用者数①は、14 回の健診の中で最も受診者数が多く、使われる確率も高いため、この数字を使用しています。

※妊娠届出数：当市で妊娠届を受理したもの

### (2) 見込み量・確保策

国の実施基準に基づき、最大 14 回の公費助成を実施し、妊婦の健康管理の向上に努めます。

また、妊娠・出産から子育て期に至るまで切れ目のない支援となるよう、庁内及び医療機関等と連携しながら、保健師による訪問や相談等を行います。

#### ■見込み量及び提供体制

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ受診者数	20,670	20,525	20,385	20,170	20,030
受診票 1 回目利用者数 (見込み量)	875	869	863	854	848
妊娠届出数	916	909	903	894	888

## 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### (1) 事業内容・現状

所得の状況等を勘案して、保護者が負担する教育・保育に必要な物品の購入や行事参加に要する費用のほか、未移行幼稚園における食事の提供に要する費用を助成する事業です。

### (2) 確保策

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する世帯年収360万円未満及び第3子以降の子どもに係る副食費を助成します

#### ■提供体制

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供体制（新制度未移行幼稚園）	6	6	6	6	6

## 13 多様な主体による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

### (1) 事業内容・現状

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究など多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### (2) 確保策

今後、国・県の動向を踏まえ、検討します。

## 第5章 計画の推進に向けて

---

### 第1節 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、子ども未来部を中心として、庁内及び関係機関と連携し、取り組んでいきます。

本計画の内容については、広報紙やホームページへの掲載、パンフレット等の作成・配布を通じて市民への周知・啓発を図ります。

保育所や幼稚園等の施設入所の利用調整、地域子ども・子育て支援事業等を適切に供給するため、サービスの広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図ります。

### 第2節 進捗管理

本計画の進捗管理については、PDCAサイクル（Plan[計画]→Do[実行]→Check[評価]→Action[見直し]）に基づき、「富士見市こども家庭福祉審議会」において、毎年度点検・評価を実施し、その結果を公表します。

### 1 富士見市こども家庭福祉審議会条例

平成 13 年 3 月 14 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市こども家庭福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 児童福祉又は教育に関し知識経験を有する者

(2) 市民

(委員)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日条例第 12 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 21 日条例第 18 号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 12 日条例第 6 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 審議会委員名簿

役職	氏名	所属等
会長	矢島 健三	学校教育関係者
副会長	宮 陽一	学校教育関係者
委員	岩田 裕美	臨床心理士
委員	柳原 英子	母子保健推進員
委員	松本 伸一郎	民間企業経営者
委員	田中 郁代	民生委員・児童委員
委員	高橋 さかえ	主任児童委員
委員	細谷 洋	幼稚園協会
委員	成田 佳奈	保育園関係団体
委員	石川 泉	児童福祉施設関係者
委員	横田 早苗	ファミリー・サポート・センター会員
委員	伊藤 歩	私立幼稚園 PTA 連合会
委員	翁川 由賀	保育所保育園保護者の会連絡会
委員	松本 由美子	がくどう保護者連絡会
委員	安達 仁美	児童館関係者
委員	遠藤 英二	市民公募

### 3 用語集

	用語	内容
あ	あそぼう会	保育所等において、主に自宅で子育てをしている保護者と就学前児童を対象に、地域における仲間づくりや交流を目的に毎月定期的に行う事業
	M字カーブ	女性の年齢別就業率をみると、結婚出産期にあたる 20 歳代後半から 30 歳代にかけて一時低下し、その後上昇し、グラフを描くとM字のカーブになることからこう呼ばれている。
か	家庭的保育	主に 3 歳未満の乳幼児を対象とし、家庭的保育者（保育ママ）の居宅その他の場所において、利用定員 5 人（補助者ありの場合）以下の保育を行う事業。
	居宅訪問型保育	主に 3 歳未満の乳幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。
	子育て応援情報モバイルサイト「スマイルなび」	予防接種スケジュールや、妊娠週数や子どもの月齢・年齢に合わせた子育て応援メールが配信されるサービス。
	子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）	虐待を受けている児童をはじめ、支援が必要な要保護児童等に関し適切な支援を図ることを目的に、関係者間で情報交換と支援内容の協議を行う機関。
さ	事業所内保育	主に 3 歳未満の乳幼児を対象とし、企業が主として従業員の児童の保育を行う事業。
	施設型給付	幼稚園、認定こども園、保育所の運営に要する費用を市が支給すること。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。
	小規模保育	主に 3 歳未満の乳幼児を対象とし、6 人以上 19 人以下の保育を行う事業。
た	待機児童	保育所入所申込みをしているが、入所できない児童（保留児童）のうち、保護者が求職活動休止中の場合や、特定の保育所等のみを希望している場合などを除いた児童のこと。
	地域型保育給付	地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の運営に要する費用を市が支給すること。
	地域子ども教室	地域の大人の協力を得て、放課後や週末等に学校等を活用し、子どもたちの安心安全な居場所を設け、様々な体験活動や交流活動等を行う事業。
	特定教育・保育施設	施設型給付費の支給対象である幼稚園、認定こども園、保育所のこと。
な	認可外保育施設	都道府県知事などの認可を受けていない保育所、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等のこと。

	用語	内容
	認可保育園	保護者の就労等により、保育を必要とする0歳から就学前の児童の保育を行う、利用定員20人以上の施設であって、都道府県知事の認可を得て設置されたもの。
	認定こども園	保護者の就労等により、保育を必要とする0歳から就学前の児童の保育と、満3歳以上の幼児に対する教育を行う施設。
は	放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後や夏休みなどに安心して過ごせる生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援するための施設。





---

## 第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

富士見市 子ども未来部 子育て支援課  
〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の1  
Tel 049-251-2711 (代)

---